

国立大学法人大分大学非常勤職員の労働契約の期間の特例に関する規程

平成25年3月26日制定

平成25年規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）第2条の2第5項の規定により、国立大学法人大分大学に勤務する非常勤職員の労働契約の期間の特例及び運用に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用を受ける非常勤職員（以下「特例非常勤職員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医員
- (2) 労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項前段に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みを行うことができる者（前号及び第3号から第5号に掲げる者を除く。）のうち、当該申込みを行い、既に締結している期間の定めのある労働契約が終了した者
- (3) 外部資金又は診療収入で雇用される者のうち、部局の長が特例非常勤職員配置換申請書（様式第1号）及び特例非常勤職員に係る確約書（様式第2号）を提出し、学長が認めた者
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者のうち、部局の長が特例非常勤職員配置換申請書（様式第1号）を提出し、学長が認めた者
- (5) 前各号に定める者のほか、法人の業務の適正かつ円滑な運営を確保するため、必要とされる資格、免許等を有する者のうち、部局の長が特例非常勤職員配置換申請書（様式第1号）を提出し、学長が認めた者

(労働契約の期間)

第3条 特例非常勤職員は、労働契約の期間の定めのない職員とする。

(期間の定めのない労働契約の開始時期)

第4条 第2条各号に掲げる者の期間の定めのない労働契約の開始時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号該当者 労働契約を締結した日
- (2) 第2条第2号該当者 既に締結している期間の定めのある労働契約が終了した翌日
- (3) 第2条第3号から第5号該当者 学長が認めた日

(退職)

第5条 特例非常勤職員は、次の各号の一に該当するときに退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき。
- (2) 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）に達したとき。
- (3) 死亡又は行方不明となったとき。
- (4) その他の退職事由が発生したとき。

(定年)

第6条 特例非常勤職員の定年年齢は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寄附講座教員、寄附研究部門教員、非常勤講師、カウンセラー、医師、学校医、歯科医師、学校歯科医及び学校薬剤師 75歳
- (2) 前号以外の者 65歳

2 定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、非常勤職員の労働契約の期間の特例に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成25年規程第17号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

特例非常勤職員配置換申請書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

部局長名

○ ○ ○ ○ 印

国立大学法人大分大学非常勤職員の労働契約の期間の特例に関する規程（平成 2 5 年規程第 1 7 号）第 2 条第 3 号から第 5 号の規定により，国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成 1 6 年規則第 6 号）第 2 条の 2 の労働契約の期間の適用を受けない非常勤職員として，下記の者を○年○月○日より配置換願います。

記

所属又は主担当		
職 名		
氏 名		
雇用経費		
本申請に係る規定等		
<input type="checkbox"/> 第 2 条第 3 号	<input type="checkbox"/> 第 2 条第 4 号	<input type="checkbox"/> 第 2 条第 5 号
特例非常勤職員に係る確約書（様式第 2 号）を添付すること。	<障害の種別> <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者	<資格，免許等の名称等>
	<配置換の理由>	

様式第2号（第2条関係）

特例非常勤職員に係る確約書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

部局長名

○ ○ ○ ○ 印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで国立大学法人大分大学非常勤職員の労働契約の期間の特例に関する規程（平成25年規程第17号）第2条第3号の規定により申請した者について、当該者が退職するまでに必要となる人件費（退職手当を含む。）及び当該者と労働契約に関し訴訟等となった場合の費用は、当部局が責任をもって負担することを確約します。